

令和7年度(令和6年分) 市県民税に係る申告相談について

令和7年度の市県民税に係る申告相談を行いますので、下記の「市県民税申告書の提出が必要な人」に該当する場合は、令和7年3月17日(月)までに市県民税申告書を提出してください。

なお、市県民税申告書を郵送、又は申告会場に設置されている提出箱への投函(以下、「郵送等」と記載。)による提出を希望する場合は、別添の「市県民税申告書 記入見本」と「令和7年度(令和6年分) 所得金額及び控除金額表」を参考に申告書を作成し、提出してください。

市県民税申告書の提出が必要な人

令和7年1月1日現在で沼田市に居住しており、次のいずれかに該当する人。

- 1 事業(営業等・農業)、不動産、個人年金などの給与及び公的年金以外の収入がある人で、所得税の確定申告書を提出していない人
- 2 前年中の収入がなく、税法上の被扶養者にもなっていない人

市県民税申告書の提出が不要な人

- 1 所得税の確定申告書を提出した人
- 2 税法上の被扶養者になっている人
- 3 前年中の収入が給与のみ、又は公的年金等のみ、若しくは給与と公的年金等のみで、給与の支払先から沼田市に給与支払報告書が提出されている人

市県民税申告書の提出のために必要な書類

面談により市県民税申告書を提出する場合は、以下の1から3の書類を持参してください。

なお、郵送等による提出を希望する場合は、該当する書類の原本も添付してください。

- 1 前年中の収入がわかる書類
 - 給与の源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明
 - 営業・農業・不動産の収支明細書、帳簿類、領収書、支払調書
 - 公的年金の源泉徴収票、個人年金の支払調書など
- 2 所得控除を受けるための書類
 - 社会保険料控除証明書、健康保険等の領収証書
 - 医療費のお知らせ、医療費控除に係る領収書、医療費控除の明細書【内訳書】
 - 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
 - 寄附金の領収書
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳など

※ 郵送等により提出する場合は、顔写真と障害等級がわかるページの写しを添付してください。
- 3 本人確認書類及び個人番号確認書類等
 - 本人確認と個人番号(マイナンバー)の確認ができるもの

※ 申告書を代理人が提出する場合は、別添の「市県民税申告書提出時に必要な本人確認書類一覧」に記載の書類等を持参してください。郵送等により提出する場合は、該当する書類等の写しを添付してください。

市県民税申告書の提出がない場合(未申告の場合)

市県民税申告書の提出がない場合は、以下のような不利益を被る場合がありますのでご注意ください。

- 1 国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に影響があります。
- 2 児童手当、保育施設の利用、公営住宅の入居、福祉年金、融資などの申請に必要な所得証明書などの各種証明書の交付が受けられなくなります。

申告相談日程表

期 日	対象地区	会 場
2月17日(月)	利根地区	利根地区コミュニティセンター (会議室1・2)
2月18日(火)		
2月19日(水)	白沢地区	白沢地区コミュニティセンター (3階 多目的ホール)
2月20日(木)		
2月21日(金)	川田地区	テラス沼田 (4階 防災会議室401・402)
2月25日(火)		
2月26日(水)	池田地区	
2月27日(木)		
2月28日(金)	利南地区	
3月3日(月)		
3月4日(火)	薄根地区	
3月5日(水)		
3月6日(木)	東倉内町・西倉内町・柳町	
3月7日(金)	高橋場町	
3月10日(月)	材木町・桜町・上原町	
3月11日(火)	東原新町・西原新町	
3月12日(水)	上之町・馬喰町・中町・坊新田町・下之町・鍛冶町	
3月13日(木)	榛名町・清水町・薄根町	
3月14日(金)	全地区	
3月17日(月)	※この期間はたいへん混雑することが予想されます。	

受付時間及び注意事項

1 受付時間(各会場共通)

午前9時から午後4時まで(番号札の配付は午前8時30分から)

2 注意事項

- (1) 申告相談にあたっては、以下の点にご注意ください。
 - ① 事前に収入金額や経費などは集計しておいてください。
 - ② 医療費控除の申告をする場合は、原則、「医療費のお知らせ」をご持参ください。領収書を持参する場合は、「医療を受けた人」、「病院(薬局)」ごとに領収書を分け、かつ集計しておいてください。
 - ③ 代理人が提出する場合は「委任状」を提出してください(別紙「委任状」を参照)。
- (2) 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての人は、収入金額や必要経費を記載した帳簿の作成及び保存(7年間)のほか、請求書や領収書などの書類の保存(5年間)が義務づけられています。整理し、紛失しないよう保管してください。
- (3) 以下の内容を含む申告は、沼田税務署で確定申告のお手続きをお願いします。
 - 青色申告
 - 土地や株式等の譲渡所得等を含む申告
 - 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を初めて受ける申告

問い合わせ及び郵送先

〒378-8501
 沼田市下之町888番地
 沼田市役所 税務課市民税係
 電話:0278-23-2111(内線:3011、3012、3013)